

書類審査

令和元年度 青少年育成市民会議運営補助金 評価表 NO. 66

所管部課名	教育部社会教育課	担当者	山下 光太郎					
事務事業名	青少年育成事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、青少年市民会議運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	815 千円	国県支出金 千円	一般財源 815 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	活動発表大会（青少年育成の日のつどい）参加者数		400人		令和6年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市青少年育成市民会議（会長：市長）							
補助対象経費	青少年育成活動に係る報償費、旅費、需用費、活動費、助成費等							
補助対象事業・活動の内容	青少年育成市民会議の運営及び啓発活動の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	青少年育成市民会議本部のほか、地域に13の育成会があり、各地域の特色を生かした青少年健全育成活動の取組や広報啓発活動に伴う経費の補助							
補助を受ける3カ年事業の決算状況等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	15,700	1.7%	17,848	1.9%	14,724	1.6%
		会費収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	15,700	1.7%	17,848	1.9%	14,724	1.6%
		市補助金	815,000	88.4%	815,000	87.7%	815,000	87.4%
		雑収入	2	0.0%	1	0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	90,791	9.9%	96,643	10.4%	103,273	11.1%
	計	921,493	100.0%	929,492	100.0%	932,997	100.0%	
	支出	事業費	807,766	87.7%	801,132	86.2%	820,269	87.9%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	17,084	1.9%	25,087	2.7%	18,416	2.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	96,643	10.5%	103,273	11.1%	94,312	10.1%
計	921,493	100.0%	929,492	100.0%	932,997	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.9%		100.4%		
自己資金/前年度自己資金				113.7%		82.5%		
翌年度繰越金/市補助金		11.9%		12.7%		11.6%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		406人		350人		387人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】なし 【事業のPR方法】市民会議組織団体・機関を通してPR 【費用対効果】少ない経費で大きな効果（青少年健全育成）が得られている。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】市青少年育成の日のつどいを「市子ども会大会」と合同で開催							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市全体を対象とした事業を実施している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	青少年育成県民会議（上部組織）の活動方針に沿った事業を実施するために、各地域育成会を中心とした青少年健全育成事業への継続的な補助が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	青少年育成の日のつどいなどの各種行事開催や、ポスターコンクール等を実施することで、あいさつ運動の広報啓発や、青少年の健全育成に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	青少年健全育成県民会議の下部組織として設置したものである。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主財源の確保手段がないため、補助金を交付し限られた予算の中で、積極的な運営を展開することが最良である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率の定めはない。限られた予算の中で、経費削減を行いながら事業を展開している状況である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 次代を担う青少年の健全育成を図るため、地区青少年育成会への活動助成及び広報啓発等に係る費用として必要な経費であるので、現状のまま継続としたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

青少年育成市民会議運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる青少年育成市民会議運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 青少年育成市民会議運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市青少年育成市民会議の運営を円滑に行うために、市民会議維持等に必要のものであること。
- (2) 青少年育成市民会議が作成した事業計画に基づき、各種事業を実施するもので、市内青少年の健全育成に関する市民意識の高揚を図るものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 青少年育成市民会議運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 青少年育成市民会議運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 活動費
- (5) 助成費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる経費。

(交付の申請)

第5条 青少年育成市民会議運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月1日とする。

2 青少年育成市民会議運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 組織図

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 青少年育成市民会議運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に青少年育成市民会議運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 青少年育成市民会議運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会議開催記録

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 青少年育成市民会議運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 青少年育成市民会議運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。